

(別紙24)

看取り連携体制加算に関する届出書

事業所名	
異動等区分	新規                      変更                      終了
施設種別	小規模多機能型居宅介護

看取り連携体制加算に関する届出内容

次に掲げる施設基準の内容いずれにも適合すること

イ	看護師により24時間連絡できる体制を確保している。	有・無
ロ	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている。	有・無

次に掲げる基準いずれにも適合する利用者であること

	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者である。	
	看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等入所者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。)である。	